

社会資本の維持管理・更新のための主体間関係に関する調査業務 説明書

1. 業務の概要

(1) 業務名

社会資本の維持管理・更新のための主体間関係に関する調査業務

(2) 業務の目的

我が国は今後、高度成長期に整備した社会資本が急速に老朽化する時代に突入する。同時に、我が国は世界に類を見ない人口減少・少子高齢化に直面しており、財政状況は極めて厳しい状況が続くと見込まれる。このような状況において、国民生活や経済の基盤である社会資本が適確に機能するよう、戦略的な社会資本の維持管理・更新を行うことが喫緊の課題となっている。

国土交通省では、平成 25 年 3 月に「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」を策定し、官民が連携し、地域との協働、PFI/PPP の活用による社会資本の維持管理・更新が適確に行われる環境を整備することとしている。また、平成 25 年 12 月に社会資本整備審議会・交通政策審議会より「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」答申が為され、分野横断的な連携、多様な担い手の連携を推進すべきとされている。

このように、社会資本の維持管理・更新において、多様な主体の参画を促進する動きがある中で、関係主体間の役割分担や連携方策について検討する必要がある。

本調査業務は、国、地方公共団体、民間企業、NPO、地域住民等がどのように役割分担・連携すべきかについて、諸外国等における事例を調査研究し、戦略的な社会資本の維持管理・更新の方策をとりまとめるための基礎的資料とすることを目的とする。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。なお、本業務においては、必要に応じて打合せを行う。受注者は、打合せ後速やかに議事録を作成し、当研究所担当者に提出する。

① 諸外国等における社会資本の維持管理・更新の取組みに関する事例調査

諸外国等を対象に、社会資本に求められる役割は充足しつつも、その維持管理・更新を行う際の財政的負担を軽減している事例について、関係主体間の役割分担や連携方策を調査する。国以外の関係主体としては、地方公共団体、民間企業、NPO、地域住民等を想定している。

企画提案に当たっての着眼点としては、例えば次のものが挙げられる。

- 社会資本の維持管理・更新に関してどのように優先順位付けを行う（行った）のか。
- 社会資本の維持管理・運営に伴って生じる責任（管理責任、運営責任、事業継続、

事故や災害への対応等)をどのように整理する(整理した)のか。

- 当該事例の手法・施策が採られる前後で、費用、収益及び付加価値にどのような変化が生じる(生じた)のか。
- 国の財政負担に変化が生じる(生じた)のか。(例えば、高コストな社会資本や永続的支出を伴う社会資本だけを国が保有し続ける事態を回避する方策が講じられたか等。)

北米、欧州又はオセアニアのうち当研究所担当者が指定する1ヶ国については、政府機関や事業者等の関係者へのヒアリング、対象となる社会資本の視察等を内容とする海外現地調査(日程調整、ヒアリング相手方のアポイント取得、通訳手配、資料・議事録等の作成を含む。)を行うものとする。また、本業務で対象とする「社会資本」は道路と河川を想定しているが、具体的内容は、後述2.の企画提案の内容も踏まえ、当研究所と協議の上で決定する。なお、先進事例は諸外国のものであることを想定しているが、日本国内の先進事例を調査することは妨げるものではない。但し、それを以て海外現地調査に代えることは認めない。

② 効率的・効果的な社会資本の維持管理・更新の方策の整理

諸外国等の事例から得られた知見を整理することにより、我が国において、効率的・効果的な社会資本の維持管理・更新に必要と考えられる関係主体の役割分担や連携方策について整理を行う。その際、我が国における一般的な社会資本の維持管理・更新手法と比較して期待される効果についても併せて整理する。

③ 有識者からの意見聴取

①及び②の結果の整理と更なる考察のため、有識者への意見聴取を行う。その際、対象となる有識者の候補の提示、意見聴取の際に用いる資料の作成及び意見聴取の記録の作成を行う。意見聴取の形式、対象となる有識者及び意見聴取の回数は、当研究所との協議により決定するが、有識者に対して支払う謝金及び旅費は当研究所の負担とする。

(4) 履行期限

本業務の履行期限は、平成27年3月20日(金)を予定している。

(5) 業務実施上の条件

① 本業務への参加は次の資格を満たしていることを条件とする。

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く)